

議員提出議案第10号

都市農業の振興策強化等を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月27日

提出者

6番	峯岸良至	22番	大高拓
24番	平田みつよし	25番	筒井たかひさ
29番	上村やす子	30番	三小田准一
31番	中村しんご	32番	荒井彰一
33番	上原ゆみえ	34番	出口よしゆき
35番	安西俊一	39番	米山真吾

葛飾区議会議長 秋家聡明 殿

都市農業の振興策強化等を求める意見書

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとの観点から、関連法制や税制の見直しが国政における重要課題になっている。

都市農業は、新鮮で安全な農産物の供給に加え、安らぎ空間の創出、防災空間の確保など重要な多面的役割を担っているが、農業従事者の高齢化や都市部での重い税負担などを背景に、全国の市街化区域内の農地はこの20年間で半分近くに減少しており、特に都市部で貴重な都市農地を守り、都市農業の持続的な発展をめざす取り組みが急務である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記のとおり生産緑地制度の見直しを実施するとともに、都市農業の振興や農地の保全を図る法整備を強く求めるものである。

記

- 1 相続税納税猶予制度の適用を受けた生産緑地について、一般農地と同様に、貸借を可能にし、「貸しやすく借りやすい生産緑地」にすること。
- 2 生産緑地の指定を受ける際の「一団の農地で500平方メートル以上」という一律の規模要件を廃止し、市町村が主体的に規模を定め、指定できるようにすること。
- 3 相続税納税猶予の適用を受けた人が営農困難になった場合の貸付制度について、「加齢に伴い常時又は随時介護が必要な状態」とされる現行の要件に、疾病や高齢などにより

運動能力が著しく低下した場合を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。